



6 信託財産責任負担債務の額の計算

① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算					⑦ ⑥の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の価額の合計額 (表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額			⑥ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (②-③-④-⑤)	
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ③の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑤ ③の金額に基づく特別法人事業税の額		
円	円	円	円	円	円	円
⑧ ⑥の価額に基づく事業税の額	⑨ ⑦の金額に基づく地方法人税の額	⑩ ⑦の金額に基づく道府県民税の額	⑪ ⑦の金額に基づく市町村民税の額	⑫ ⑧の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑬ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額	
円	円	円	円	円	円	円
⑭ 法人税等に相当する額 (⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑮ (①-⑭)の金額				
円		円				
番号	⑯ 上記②欄の金額	⑰ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑱ (⑮×⑰÷⑭)の金額	⑲ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑳ 信託財産責任負担債務の額 (⑱-⑲)	
	円	円	円	円	円	

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ③欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑥欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ④欄及び⑫欄は、それぞれ③欄及び⑧欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。

5 ⑤欄及び⑬欄は、それぞれ③欄及び⑧欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。

6 ⑦欄は、⑥欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

7 ⑨欄は、⑦欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

8 ⑩欄及び⑪欄は、⑦欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

9 ③欄から⑫欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。

10 ⑮欄の金額(①-⑭)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

11 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。

12 ⑲欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

13 ⑳欄の金額(⑱-⑲)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

14 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同一年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。  
 なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。  
 また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。  
 なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。  
 作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。